



一般社団法人 **医療介護経営研究会**  
**C-SR顧問レポート**  
**2018年 4月号 (第65号)**

【C-SR広島県会員】  
社会保険労務士法人オーク(担当:佐藤)  
〒737-0143 呉市広白石2-6-37  
TEL(0823)74-9606 FAX(0823)74-9609

## 今月の担当

- ・株式会社ユナイテッド代表取締役
- ・C-SR(社)医療介護経営研究会介護保険法顧問



**駒居 義基**(こまいよしき)

C-SRの皆様、こんにちは。

さて、30年介護保険法改正のニュースが飛び交っています。

現時点(3月17日)ではサービスの単位数までは出たため、多くの介護事業所では重要事項説明書や運営規定の改定作業に追われている真っ最中です。

今回の改定は、介護保険制度の大きな転換点と言えるものですが、なかなかその本質に迫ることは難しいと感じる方も多いかと思います。

そこで、具体的な改正の内容がどういったものか、通所介護(デイサービス)を例に、その改正内容を俯瞰したいと思います。

### 【サービス提供時間の細分化】

まず一番目を引くのが、通所介護のサービス提供時間の枠組みが大きく変わったことです。従来であれば、サービス提供時間は「3時間～5時間」「5時間～7時間」「7時間～9時間」という3時間ごとの枠組みでした。しかし今回の改正で、それが1時間ごとに変更となりました。

このサービス提供時間の変更が大きな意味を持つのは、それが介護報酬と関連しているからです。

例えば、いわゆる「リハビリ特化型デイサービス」と呼ばれる、午前と午後提供時間を区分した事業所の場合、従来であれば「3時間～5時間」で、概ね3時間半程度のサービス提供時間が一般的でした。

具体的には、9時～12時半、13時半～17時というイメージで、この時間枠でサービス提供をしている事業所が多いことから、これをピークタイムと考えることが出来ます。そして、ピークタイムは通所介護の規模やサービス内容によって「3時間半」「6時間半」「7時間半」の3つに大別することが出来ます。

これが、従来の「3時間～5時間」「5時間～7時間」「7時間～9時間」にそれぞれ対応していました。このピークタイムに着目して介護報酬の増減設定が可能になり、よってより細かな介護報酬の増減を決定することが出来るようになったのです。

リハビリ特化型デイサービスの場合だと、先述したように3時間半のサービスが大半です。となると、新制度では「3時間～4時間」のサービス提供時間となります。

詳細はここでは省略しますが、3時間半のサービス提供時間だと、今回の改正では概ね5%のマイナス改定となります。

このマイナス改定を嫌ってサービス提供時間を1時間増やしたとします。すると従前と全く同じ単位数になるように設定されています。ならば1時間増やせば良いのではないか?という発想も生まれますが、そう簡単には行きません。

というのは、仮に9時～13時半、14時半～18時とした場合、職員の拘束時間は8時間を優に超えてしまいます。となると人を増やすか残業代を出すか、という話になり、結果的に人件費が増えてしまうのですが、それは割に合いません。となると報酬のマイナスを受け入れざるを得ない、という事になります。

このように、通所介護に限らず介護事業においては人の配置とサービス提供の報酬が密接に関連しています。こうした面からも、介護事業は人の確保が重要なテーマとなるのです。